

原子炉利用研究者グループ規約

令和6年7月8日 原子炉利用研究者グループ幹事会承認

目的：

本グループは、わが国の原子力平和利用に関する三原則にのっとり、全国科学者の総意を反映して原子力研究の健全な発達をはかるとともに、京都大学複合原子力科学研究所の利用と、その運営を円滑ならしめることを目的とする。

会員：

会員は次のいずれかに該当するものとする。

- 1) 京都大学複合原子力科学研究所に共同利用研究を申請し採択された代表者
- 2) 複合原子力科学研究所の専門研究会およびワークショップの申請者および開催責任者
- 3) 複合原子力科学研究所の運営委員会委員、共同利用研究委員会委員は、自動的にその任期中、会員として取り扱われる
- 4) その他原子炉利用研究者グループ幹事会が推薦し、総会で承認された者
- 5) 前号以外のもので、本グループの目的に賛同し、入会を申し込み、総会で承認された研究者
- 6) 幹事は、自動的にその任期中、会員として取り扱われる

これらの会員は、入会した年度中、資格を継続し、毎年更新するものとする。

名誉会員：

名誉会員は歴代複合原子力科学研究所長および原子炉利用研究者グループ幹事会が特に推薦し、総会で承認された者とする。

グループの経費：

グループの運営に必要な経費は、会員からの寄附等をもってこれにあてる。

事務局：

グループの事務を処理するため事務局を設ける。（事務局は複合原子力科学研究所内におく。）

幹事：

グループの運営のために幹事若干名をおく。

1. 幹事は会員による選挙により選出された者及び本グループから推薦された運営委員会委員とする。ただし、複合研所長、複合研共同利用研究委員会委員長を選出することはできない
2. 代表幹事は幹事の中から互選により選出する
3. 幹事の任期は二年を一期とし、再任を可とする。ただし、事務局に属する幹事（代表、総務、会計、会計監査）のみ連続担当期数を三期までとする

総会：

総会は、会員をもって構成し、代表幹事の召集により原則として年一回開催して、グループの運営に関する重要事項を審議、承認する。

事業：

本会は次の事業を行う。

1. 研究所運営委員会委員及び共同利用研究委員会委員、その他の委員会委員の推薦。ただし、推薦方法は別に定める
2. その他、グループの目的を達成するために必要なこと

規約の改廃：

規約の改廃は総会出席正会員の三分の二以上の議決により行うことができる。